

グローバル・サウスと人権

—「人権のヴァナキュラー理論」の可能性（1）

木 村 光 豪

目 次

はじめに

第1章 グローバル・サウスと人権

1. グローバル・サウスとは何か
2. 有益な先行研究
3. 研究の対象、方法と意義 (以上 本号)

第2章 人権の社会学的アプローチ

1. 人権社会学
2. 具体的な分析の視点とアプローチ
3. 人権の概念と分析の対象範囲——人権の3側面

第3章 人権の文化多元主義的アプローチ

1. 「普遍的」人権が想定する文化理解
2. 人権の普遍主義と文化相対主義・文化多様性をめぐる議論
3. 人権と文化の相関主義
4. 超越的普遍と内在的普遍

第4章 人権のヴァナキュラー理論

1. 国際人権保障システムと人権のヴァナキュラー理論
2. 人権のヴァナキュラー化
3. ヴァナキュラーな人権
4. ヴァナキュラーな人権の法化
5. 人権の3側面とヴァナキュラー理論

おわりに

はじめに

第2次世界大戦以降、世界人権宣言をはじめとする国際人権規範が形成されるプロセスにおいて、人権の普遍主義と文化相対主義（あるいは、西洋のリベラルな人権概念と非西洋の人権概念）をめぐり、国家および法律家の間で断続

的に論争が起きてきた¹⁾。また、冷戦崩壊後に——とりわけ情報の技術と伝達において——グローバル化が進展したことにもとない、非国家アクター（非政府組織、社会運動など）も論争にかかわることが増大し、今日までその対立は続いている²⁾。

人権の普遍性と相対性（個別性・特殊性）を調整しようとする努力は、さまざまな研究者によって試みられてきた³⁾。筆者は、その課題を解決するひとつの操作的な分析理論として、文化多元主義的な人権の基礎理論と位置づける「人権のヴァナキュラー理論」を提唱してきた。それは、さまざまなアクターにより人権のグローバル化が世界中で同時に起きる現象を、次の3局面において分析するものである。すなわち、第1局面は、「人権のヴァナキュラー化」（人権をローカルで翻訳的に適用する過程）。第2局面は、「ヴァナキュラーな人権」（人権の機能的等価物と新たな人権の道徳的・倫理的基盤）の創造。第3局面は、「ヴァナキュラーな人権の法化」（ヴァナキュラーな人権が実定法化される過程）。人権のヴァナキュラー理論は、この3局面がとりわけ非西洋社会においてどのように実践されているのかに焦点を合わせる。これらの考察から、「普遍的」とされる西洋のリベラルな人権概念を相対化するだけでなく非西洋社会から発信されうる人権概念の存在を提示し、後者を取り入れたより「多元的な普遍性」をもつ人権概念が構想される可能性を目指した⁴⁾。

人権のヴァナキュラー理論を、「グローバル・サウスと人権」という枠組みにおいて再構成すること、それによって、この理論が「グローバル・サウスと人権」という比較的に新しい研究テーマに寄与しうる可能性があることを論究するのが、本稿の目的である。そのため、本稿で示す人権のヴァナキュラー理論は、以前の主張と重なる部分もあるが、それを修正した文化多元主義的アプローチで人権を分析する操作的な理論となる。これは、今後その理論をさらに

1) [田畑 1988] 第2章・第3章・第7章を参照。

2) [Frezzo 2015] chapter 5・6を参照。最も新しい論争は、人権と伝統的価値観をめぐる国連人権理事会での議論である [木村 2014] を参照。

3) 例えば、[北村 2001]、[施 2010]、[Donnelly 2013]などを参照。

4) [木村 2016] 序章。

発展させるための基礎作業でもある。

以下、本稿は、次の手順で論を展開する。最初に、「グローバル・サウスと人権」について研究するさいに必要な前提（グローバル・サウスという言葉の使用背景・意味・特徴、有益な先行研究、そして研究の対象・方法・意義）についてのべる（第1章）。次に、「グローバル・サウスと人権」について考察する方法論として、本稿で採用する人権社会学について説明し、それと多元的法体制との関係、そして分析の対象とする人権の考察範囲を示す（第2章）。その上で、人権の文化多元主義的アプローチについて取り上げ、その分析道具についても指摘する（第3章）。これらを前提として、文化多元主義的な人権の基礎理論と考える人権のヴァナキュラー理論について、詳細にのべる（第4章）。最後に、人権のヴァナキュラー理論が「グローバル・サウスと人権」の研究に寄与しうる可能性について簡潔に確認する。

第1章 グローバル・サウスと人権

1. グローバル・サウスとは何か

(1) 簡潔な歴史的推移⁵⁾

主として冷戦崩壊後に、「グローバル・サウス」という言葉がさまざまな学問分野において使用されるようになるが、その背景には、次のような500年以上に及ぶ歴史的推移がある。すなわち、ヨーロッパ諸国による新大陸の発見と非西洋社会における植民地支配の拡大、啓蒙主義に根ざした進歩史観の普及、これらによってヨーロッパ（の知識人）がヨーロッパの「近代」と「地域」を「進歩的」、その「過去」と「植民地」を「原始的」と位置づけた。ここから、非西洋社会における植民地をさす言葉とその意味を考えるための方法論的な基礎となる歴史的文脈が提供されることになる。

「南」という思考がはじめて本格的に議論されるきっかけになったのは、イタリアのマルクス主義者アントニオ・グラムシが、そのエッセイ「南部問題のいくつかの主題」（1926年）において、イタリアの南北格差を論じたことであ

5) [Dados and Connell 2012] を参照。

る（南部は北部の資本家によって植民地化されている。南部の農民が北部の労働者と相互に連携することの困難さを探求した）。これは一国内における経済（格差の）問題として論議されたものであった。第2次世界大戦後、植民地から独立する国が相次ぐ1950年代と1960年代に、開発経済学の分野で、国際社会における経済格差の問題が植民地主義と結びつけられて論じられるようになる。その発端は、アルゼンチンの経済学者プレビッシュが、「中心－周辺」理論を提唱して、ブレトンウッズ体制に象徴される自由貿易体制の変革を主張したことであった。この論争を通じて、南北問題が国連で対処されることになり、「北」と「南」という言葉は国際政治の用語となる。その後、開発途上国はその利益が、先進国の利益と冷戦を支えたイデオロギー区分（資本主義と共産主義）の双方と衝突するさいに、グローバル・サウスの思考を主張しはじめるようになった⁶⁾。

1990年代までに、これらの概念と思考は、北の学者による「学際的な」視点から、とりわけアフリカ系アメリカ人とチカーノの研究者によって積極的に探究された。植民地主義を追跡することが、北の社会において可視化されるようになる。冷戦が崩壊して以降、第一世界・第二世界と第三世界、先進国と開発途上国、北と南という言葉に代わり「グローバル・ノース」と「グローバル・サウス」という言葉が、国際関係学、政治学、開発学などのような学問分野で広く使われるようになった。

(2) 言葉の使用背景、意味と特徴

冷戦の終結をきっかけに、「グローバル・サウス」という言葉が使用されるようになった最大の理由には、相互に関連しあうふたつの要素がある。第1は、20世紀型資本主義（国民国家を前提とするフォード主義的・ケインズ主義的資

6) 「西洋対非西洋」の区分は「文明対野蛮」という文化的基準、「南と北」の区分は社会経済的基準が利用されていると考えられ、「南北」の分類は、もうひとつの古典的な体系——第一世界（自由主義・資本主義諸国）と第二世界（社会主義・共産主義諸国）、そのいずれにも属さない第三世界——と結びつて登場した [Boatcă 2015]。第三世界に属する諸国は、非同盟の立場で結束をはかり、第一世界と第二世界に対して独自の姿勢をとるようになっていく。

本主義)の限界が明らかになり、経済面におけるグローバリゼーション——とりわけ新自由主義型グローバル化⁷⁾——が加速度的に進展したことである。第2は、新自由主義型グローバル化の拡大にともない、新たな地球的問題群——特に経済(貧富)の格差と移民の大量発生——が(グローバル・サウスだけでなくグローバル・ノースを含む)世界中で発生したことである。そのため、グローバル・ノースとグローバル・サウスの間だけでなく、双方に属する国の内部においても急激な社会的格差を生み出した。後者と同様な貧しい地域は前者にも多数存在し、逆に、後者にもエリートが富みを蓄積する多くの富裕な地域が出現するようになった。

こうした社会的な階層構造と格差が国境を超えてグローバルに存在することから、従来の「途上国」や「南」、あるいは冷戦終結後に「第二世界」が崩壊したことにより「第三世界」という概念は、そうした今日の世界と現実を把握するための適切な枠組みではなくなった。それは、「北」と「南」の区分は地理的・空間的な現実を反映した静態的な概念、「途上国」という表現は欧米中心の経済的主義的基準、それらは国家中心的な二分法的発想を免れていないことも大きな理由である⁸⁾。

それでは、従来の区分と「グローバル・サウス」概念の根本的な相違は何であるのか。それは、以下の4点にまとめることができる⁹⁾。第1に、それは、地理的・空間的に南北を横断してグローバルに見られる。言い換えると、グローバル・ノースとグローバル・サウスは南北という地理的・空間的に固定化された地域ではなく、「北」にもグローバル・サウス、「南」にもグローバル・ノースという地域・場所があることになる¹⁰⁾。第2に、それは、地理的・空間

7) 経済面における新自由主義型グローバル化は、緊縮財政、規制緩和、民営化、財政の自由化、自由貿易などの推進を特徴とする。その促進が、経済のおよび社会的権利を掘り崩してきた諸相については、[Bandelj and Sowers 2010]を参照。

8) [松下 2016] 2-4頁。

9) これは、2007年に創刊された雑誌『グローバル・サウス (The Global South)』の(寄稿者が共有する)視点である [Pagel, Ranke, Hempel and Köhler 2014]。

10) アメリカの諸都市におけるエスニックのゲットーとバリオ(ヒスパニック居住地)、中南米諸国の首都(リオデジャネイロ、メキシコシティなど)に存在する

的な曖昧性や柔軟性を肯定的にとらえて、(新植民地主義・新帝国主義・新自由主義型グローバリゼーションなどの) 覇権勢力に対する抵抗の拠点として積極的な意味を与える¹¹⁾。この点と関連して、グローバル・サウスは、新自由主義型のグローバル化が進展するなかで搾取や周辺化を経験してきた非支配集団と抵抗する諸集団を含む政治的アクターを示す概念でもある¹²⁾。ここから、第3に、それは、サバルタンやマイノリティの立場を強調し、その視点から世界・社会を見つめ変革する姿勢を貫く。第4に、それは、国際と国内社会のいずれにおいても、中心や中央ではなく周辺やローカルに焦点を合わせる。

こうした(特に地理的・空間的な)相違は、ヨハン・ガルトゥングが帝国主義の構造を説明するために用いた図を参考にすると分かりやすい(図1-1を参照)。ガルトゥングによると、二国間から成る世界において、帝国主義とは、中心国が周辺国に利益不調和をもたらす力を行使する関係である。そこでは、3つの関係が見られる。第1に、中心国の中心部(cC)と周辺国の中心部(cP)との間には、利益調和が存在する。第2に、中心国の内部よりも周辺国の内部に、より大きな利益不調和が存在する。第3に、中心国の周辺部(pC)と周辺国の周辺部(pP)の間には、利益不調和が存在する。利益不調和とは「両当事者間の生活条件の格差が拡大するような形で両者が結合している場合」、利益調和は「両当事者間の生活条件の格差が縮小して零にいたるような形で両者が結合している場合」のことを意味する¹³⁾。ここで言う中心国と周辺国はそれぞれ、従来の「北」と「南」を示すのに対して、中心国の中心部(cC)と周辺国の中心部(cP)はグローバル・ノース、中心国の周辺部(pC)と周辺国の周辺部(pP)がグローバル・サウスを示す。

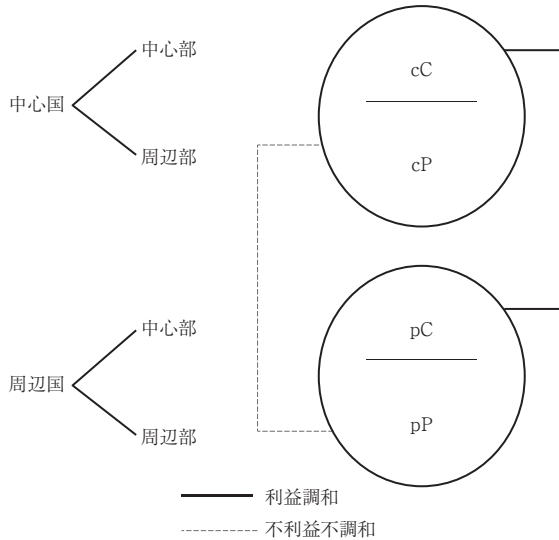
↘コスモポリタン・エリートのゲーテッド・コミュニティは、その代表例である [Kaltmeier 2015]。

11) [Duck 2015] を参照。

12) [松下 2016] 5頁。

13) [ガルトゥング 1991] 70-75頁。

図1-1 帝国主義の構造



出典：[ガルトゥング 1991] 76頁を一部修正。

以上のような意味内容を含むことから、グローバル・サウスの概念は、次のような特徴を有する。第1に、価値中立的ではない。確かに、それは、地理的・空間的な表現としては価値中立的であると言えるかもしれないが¹⁴⁾、その内実において、覇権に抵抗する、(特に西洋の) 支配的な理論に挑戦して——とりわけ植民地化された諸国における——サバルタンやマイノリティの価値を志向し重視する¹⁵⁾。第2に、地政学と密接な関係をもつ。地政学が変化すると、どの国や地域・場所または人・集団がグローバル・ノースでグローバル・サウス (の一部) に位置づけられるのかは、変わりうる。そこから、第3に、

14) 2003年に出版された『第三世界の比較政治学 (Comparative Politics of the Third World)』は、その第4版から書名を『グローバル・サウスの比較政治学 (Comparative Politics of the Global South)』(2017年)へと変更した。その理由は、従来の区分と異なり「グローバル・サウス」の概念が最も無難で、価値中立的なラベルであると——学者、市民そして活動家によって——強く認識されているからである [Green and Luehrmann 2017] 1-5。

15) この点を、国際関係論において主張するものとして、[Benabdallah, Adetula and Murillo-Zamora 2017] を参照。

それは、静態的ではなく動態的な概念であり、文脈に依存する¹⁶⁾。以下、本稿では、こうした概念と特徴をもつ用語として「グローバル・サウス」を使用する。従来の空間的・地理的な意味と経済格差を示す場合には、「北」と「南」を使用する。

(3) 研究分野

グローバル・サウスの概念は、日本ではそれほど行き渡っていないが、主として西欧の諸学問や研究者のあいだでは市民権を得ている¹⁷⁾。その概念を支配的に構築してきたのは社会科学と人文科学の分野であるが、自然科学や医学のような他の科学でも使い始めるようになってきている。例えば、査読済み文献の世界最大級の抄録・引用文献データベース「Scopus」を利用し、世界中で発行された、2万以上の論文審査のある専門誌を含む、5500万以上の記録を調査したところ、社会科学と人文科学の分野において1996年から2014年までのあいだに「グローバル・サウス」という用語を含む出版物が刊行された数は、1204冊であった。国別では、アメリカ(364冊)、イギリス(284冊)、カナダ(133冊)、南アフリカ(92冊)、オーストラリア(58冊)、ドイツ(45冊)の順で多かった。また、「グローバル・サウス」に関連する論文のなかで引用回数が多い上位のテーマは、フェア・トレード(1位)、水資源(2位)、民営化と新自由主義、都市と農村、移民・移住労働者などであった¹⁸⁾。また、雑誌『グローバル・サウス(The Global South)』に所収されている論考には、個別の人権テーマ(例えば、知的財産権)に関するものがあるが、グローバル・サウスと人権そのものを扱うものはない(2007年の創刊から2017年までの21巻)¹⁹⁾。なお、「グローバル・サウスと人権——下からの変容」(2011年)と、「グローバル・サウスと人権——障がい者の事例」(2011年)と題する論文がある²⁰⁾。また、2010年4月9・10日に、インディアナ大学ブルーミントン校ロー・スクール、ラテ

16) [Wolvers, Tappe, Salverda and Schwarz 2015] を参照。

17) [松下 2016] 2頁。

18) [Pagel, Ranke, Hempel and Köhler 2014] を参照。

19) 次のウェブサイトで、タイトルは確認できる。<http://muse.jhu.edu/journal/391>

20) それぞれ、[Anderson 2011]、[Meekosha and Soldatic 2011] を参照。

ンアメリカ・カリブ研究センター、アフリカ研究プログラムの共催で、「グローバル・サウスを横断する人権と法システム」と題するシンポジウムが開催されている²¹⁾。

日本では、2016年から2017年にかけて「グローバル・サウスはいま」と題する5巻本のシリーズが刊行された。これは、現在の日本において示された「グローバル・サウス」研究の最も新しい成果である。各巻のタイトルは、『グローバル・サウスとは何か』（第1巻）、『新自由主義下のアジア』（第2巻）、『中東の新たな秩序』（第3巻）、『安定を模索するアフリカ』（第4巻）、『ラテンアメリカはどこへ行く』（第5巻）となっている。その内容は、政治、経済、グローバル化にともなう諸課題、安全保障、平和構築、民主化、資源、国際関係、開発（援助）、言語、社会運動、地域の課題など、多岐にわたる。しかし、人権については、人身売買、ジェンダー、開発と人権など個別の人権課題について検討する論考しか掲載されていない²²⁾。

このように、国内外における「グローバル・サウス」という言葉を使用した研究では、個別的な人権のテーマについて考察する文献はあるものの、「グローバル・サウスと人権」という枠組みそれ自体を取り扱うものはきわめて少ない。ただし、日本においても、グローバル・サウスに位置づけられる諸国の憲法の人権規定や人権概念の特徴²³⁾、そうした地域や諸国における国際人権法の実施状況²⁴⁾、などについて研究が蓄積されてはいる。以下、次節では、「グローバル・サウスと人権」の視点から人権のヴァナキュラー理論を再構成するさいに、有益と思われる先行研究について要約する。

21) その概要は、[Ochoa and Greene 2011] を参照。

22) 版元であるミネルヴァ書房のウェブサイト参照。<http://www.minervashobo.co.jp/search/s7373.html>

23) 例えば、アジア諸国の人権規定とその特徴については [稲・國分・孝忠編 2010]、ベトナムは [鮎京 1993]、カンボジアは [四本 1999]、インドは [孝忠・浅野 2019]、中国・台湾・韓国は [中村・佐々木・寺島編 2017] 第7章・第8章・第9章などを参照。

24) 例えば、アジア・太平洋人権情報センターが出版してきた一連の『アジア・太平洋人権レビュー』（<https://www.hurights.or.jp/japan/shop/review/>）を参照。

2. 有益な先行研究

(1) 立憲主義

『グローバル・サウスの立憲主義』と題するアンソロジーの序章「グローバル・サウスの立憲主義に向けて」において、編著者のダニエル・ボニッラ・マルドナドは、以下のようにのべる²⁵⁾。すなわち、憲法学においてはグローバル・ノースがつねに高い位置にあり、グローバル・サウスは低い位置に置かれるという明確な知のヒエラルキーが存在する。そのため、後者は憲法学者によって参照されることがほとんどない。その理由として、次の5点を指摘する。第1に、グローバル・サウス諸国の法は、欧米法の再生産あるいはそれに由来すると見なされ、世界の主要な法伝統において二義的なものと考えられてきたこと。第2に、その見方が、この数十年間にグローバル・サウス諸国におけるアメリカの法律と法学会の影響によって強化されたこと。第3に、グローバル・サウス諸国が「法の形式主義」(法は閉じた、完全で、一貫した、ひとつの明確な意味しかもたないシステムであるという思考)をいまだに保持していること。第4に、グローバル・ノースの法学会は、グローバル・サウスのそれよりも安定し、知的生産の質量が上回ること。第5に、アメリカ法学会の閉鎖的で自国中心的な性格(基本的に法律を国内の現象として理解する傾向)によって、グローバル・サウスの法制度との対話を推奨しないこと。これらが主張される背景には、グローバル・ノースの法学者が法知識を生産、普及、利用するさいに暗黙の前提としている諸点があることに言及する。第1に、「生産井 (production well)」。法知識を生産する場所は、グローバル・ノースの法学会だけである。第2に、「保護された地理的表示 (protected geographical indication)」。グローバル・ノースで生産されたすべての知識は、それが登場した文脈から考えて、それ自体で尊重、承認される価値がある。第3に、「有効演算子 (effective operator)」。グローバル・ノースの法学者と法制度は、グローバル・サウスのそれよりも、法知識を有効かつ正当に使用するための訓練を受けていること。これら5つの要素と3つの前提により、グローバル・サウス

25) [Maldonado 2014] を参照。

が実際には豊かで有益な規則、理論、学説を形成してきたことが無視されがちとなる。そのため、グローバル・サウスの法学者が立憲主義についての議論や対話に参加する機会を増やし、それらの主張が独自の方法で評価される必要があることを、著者は結論として要請する。

「グローバル・サウスと人権」について研究するさいに、マルドナドの論文から参考しうることは、3点である。第1に、グローバル・ノースが暗黙の前提としている人権概念とその歴史的背景を明らかにすること。第2に、グローバル・サウスの人権概念が何であるのかを探求すること。第3に、双方を比較することで、前者が後者を無視する根本的な理由、そして後者が人権研究に寄与する諸点を解明すること。

マルドナドは「グローバル・サウス」と「グローバル・ノース」を、それぞれ「開発途上国」と「先進国」という言葉のさほど軽蔑的ではない類義語として使用する²⁶⁾。これは、ある種の比較憲法学を考慮にしているためであると考えられるが、先述したように、グローバル・サウス概念に含まれる「北」のサバルタンやマイノリティを——意図せざる結果として——研究対象の外に置くことになりかねない。なお、日本の憲法学者である辻村みよ子は、従来の比較憲法学が先進資本主義諸国だけを対象として「人権の普遍性」を検討してきたことを批判し、第三世界諸国を含めた全世界を対象に国際人権論のレベルで行う必要性を先駆的に提唱した²⁷⁾。

(2) 日本の憲法学——人権理論の再考

日本の憲法学においては、人権理論をめぐるさまざま議論が展開されてきた。その代表的なテーマのひとつが、「人権の主体」論である。ここでは、「強い人権」論と「弱い人権」論のあいだで論争が行われてきた。前者は、自己決定（自己の定立した規則に従うこと）できるという意味で「自律」し、「自立」して生活できる精神的・物理的な基盤のある者、後者は、さまざまな理由により何らかの方法で他者に依存してものごとを決定し、生活せざるを得ない者に、

26) [Maldonado 2014] 5 (footnote10).

27) [辻村みよ子 1992] 273頁。

それぞれ人権を享有する主体を見る。その結果、前者は、強い個人（人格的に自律した能力のある者）の権利を優先するだけでなく、弱い個人の権利を無視することを正当化する傾向がある。他方で、後者は、他者への依存を強いられる弱い個人が、人権の理念である「すべての人間の平等」を実現する（言い換えると、依存を強いられる状態のまま「自己決定」できる可能性を追求する）ことを正当化する理論的・実践的な根拠となる²⁸⁾。

「強い人権」論を主張する代表的な論者は、樋口陽一である。中間団体（身分制共同体）から解放された——自立と自律を前提とする——個人が国家に対峙する姿に人権の思想的根拠があると考える樋口は、実在する生身の人間が「強い個人」ではないことを認める。しかし、権利を主張する必要に迫られる「強くない個人」は、弱者のままでは権利が獲得されず自由にもなれないので、「強者であろうとする弱者」（「権利のための闘争」を担おうとする弱者）でなければならず、その擬制のうえではじめて、人権の主体が成立することを強調する²⁹⁾。また、奥平康弘は、平均的な「一人前の人間」だけを人権の主体と考える。すなわち、ヒューマン・ライツは平均的な「最小限の程度において理性的な判断能力を備えている者」、「自発的に目的適合的な行為をなしうる者」を前提とする「平均的な権利」であり、人権の享受は「行為を思考し選択し計画する能力の有無」によって決まると主張する。そして、「一人前」ではない人びと（子ども、老人、障がい者など）には、それぞれの特異な事情に応じた権利を承認するよう提案した³⁰⁾。さらに、佐藤幸治も、人権主体に人格的自律の存在を想定し、人格的自律権を日本国憲法の解釈の鍵概念としている³¹⁾。

こうした日本の憲法学において主流となっている「強い人権」論を批判し、「弱い人権」論を主要する論者の代表は、笹沼弘志である。笹沼は、権利の享有主体である人間を「日常的に他者と相互的に関係を有しつつ、行為すること

28) [笹沼 1994] を参照。近代人権論に見られる「強い人権」と「弱い人権」の系譜については、[笹沼 1993] を参照。

29) [樋口 2007] 第2章第2節を参照。

30) [奥平 1988] を参照。

31) [佐藤 2011] 121頁。

によって形成される社会的存在」と捉える。つまり人間を「実体概念」ではなく「関係概念」と把握し、そこから人間相互のあいだで一貫して作用する権力のあり様（支配関係）が、「人間の権利」にも内包されていると考える。それを、「自律」という観念に根ざした人権概念（「強い人権」）が、自己決定できる「理性」、「富」や「教養」をもつ人間だけを権利主体とし、他者に依存せざるを得ない「弱い個人」を排除する点に見いだす。そうした「弱い個人」が支配や保護という権力関係から解放されるために、それらにプロテストする権利を「弱い人権」の基礎とする³²⁾。さらに、「弱い個人」がありのままの姿で、他者による支配や他者への依存を可能な限り抑制できる環境を整えること（生存権保障）により、自己決定できるものとして人権を意義づける³³⁾。小畑清剛は、奥平のいう「一人前の人間」の権利が社会的に弱い立場に置かれたマイノリティを権利主体から排除する点を批判し、日本国憲法は（知的・精神的・先天性身体）障がい者のような「人格」として自律できない「一人前でない者」の「生存する権利」を、人権として保障すると解釈できることを主張する³⁴⁾。石埼学も、近代的人権概念の前提とされる規範的人間像（自律した理性的存在）が、その基準からの距離によって人間を序列・階層化し、「理性的人間」ではない存在を人権理論の埒外に追いやることを批判する。その代替案として、弱い市民概念を基礎にした人権理論（すべての人が、ありのままの姿で存在するという事実だけで、人間の生存条件である「市民としての資格」を国家に承認させる権利）を提唱する³⁵⁾。

このように、「強い人権」論が無視する「強くなれない者」の権利（の実現）に焦点をあわせる「弱い人権」論は、サバルタンとマイノリティの立場から人

32) [笹沼 1994] 180-196頁。

33) [笹沼 1993] 40頁。笹沼は、樋口が主張する「強者であろうとする弱者」は、服従を余儀なくされがちな弱者が強くなるための条件を積極的に提唱することなく、道徳的な呼びかけだけに終わっている点を批判する。また、樋口の「強い個人」論は、個人の自立を強調して過度な自己責任を負わせる国家や企業の責任を正当化する新自由主義的改革と親和的であることも批判する [笹沼 2008] 48-49頁。

34) [小畑 2010] 第10章を参照。

35) [石埼 2007] 第3章と第5章を参照。

権を見直す「グローバル・サウスと人権」の視点と共通する意味で、その研究に寄与しうる。ただし、「強い個人」対「弱い個人」という二項対立の視点は、憲法学において根強い前者の主張に対する批判として後者の見解が重要であることは言うまでもないが、第2章で示すように、本稿で採用する〈人権と社会〉の諸相を探求するアプローチをからすると、現実の人間は双方のあいだを揺れ動く存在であり、その変容を把握することが困難である。そのため、本稿では、そうした二分説ではなく、理念型としての「強い個人」と「弱い個人」を両端として双方を一直線状で理解する連続説の立場をとることにする。

日本の憲法学におけるもうひとつの重要で有意義な論点は、人権の根拠をめぐる議論である。憲法における人権概念を「人間の尊厳性」、「個人の固有の価値（個人主義）」、「人格的自律」などにより根拠づける見解が有力な学説となっている³⁶⁾。他方、この通説を積極的に批判する憲法学者もいる。その代表的な論者である石埼学は、怒り、悲しみや憎しみといった「理不尽な思い」をした人びとが、抑圧に対抗・抵抗するために自分たちの思いや主張を言葉で表し、獲得してきたものが人権であると考え³⁷⁾。同じように、遠藤比呂通は、虐げられた人びとが、その差別と抑圧からの解放を求めて、社会の信託を踏みこじった為政者に対して抵抗・闘争すること自体に、人権の本質があるとする³⁸⁾。また、村山史世は、「市民が社会で生存するために必要なもの、人として根本的なニーズ（Basic Human Need）を充足させること」に、憲法上の人権の根拠があるとする³⁹⁾。さらに、山元一は、「ヴァルネラビリティ（vulnerability）」（「もろさや脆弱さ」）の観念に根ざした人権概念、すなわち、「ヴァルネラビリティ」の状態にある人びとに対して国家が諸措置をとること

36) 例えば、[芦部 2015] 82頁、[奥平 1993] 88-89頁、[長谷部 2018] 112-113頁などを参照。

37) [石埼・笹沼・押久保編2013]「はしがき」を参照。石埼は、「ある個人が自らの抱える何らかの苦しさを「人権問題」だと何らかの仕方ですら「声」にした瞬間に、人権は、もう実現の途上にある」という[石埼 2012] 26頁。

38) [遠藤 2010] 165頁、171頁。

39) [村山 2013] 167-168頁。

で「自律」を確保することに人権の根拠を見出そうとする⁴⁰⁾。

これら4人の論者の主張は、社会の周縁に置かれた者が生きる現実そのもの、苛酷な現状から解放するために苦闘する姿勢、そして構造的暴力をもたらす存在に対する批判と抵抗に人権の根拠を探り出そうとしている。これらは、「グローバル・サウスと人権」の研究において参照できる諸点である。

(3) 国際法学

西洋の支配的な国際法学に批判的な立場をとる「国際法に対する第三世界アプローチ (Third World Approaches to International Law: TWAIL)」と称される専門家集団がある。このアプローチは、第2次世界大戦後に植民地諸国が独立して以降、今日まで存続するが、ふたつの時代と世代——冷戦の崩壊まで活躍した第一世代、冷戦終結後に活躍するようになった第二世代——に区分される。

第一世代の TWAIL 学者は、以下のような諸点に尽力した。第1に、第三世界の人びとの従属と抑圧を正当化する植民地主義的な国際法の告発。第2に、植民地以前の第三世界諸国は、国際法の思想に無知ではなかったことの強調(ここから、第三世界の法システムと文化に見出される——同時に国際共同体全体の利益のためにも利用されうる——多数の豊かな教義と原則を確認することで、より真正な国際法の構築を目指した)。第3に、現代国際法——それが、新しく独立した諸国の人びとのニーズと願望に配慮して変革されうることを信じて——を拒否しない立場の採用。第4に、独立を回復した社会にとって根本的に重要な問題である、国家主権の平等と不干涉原則の強調。第5に、政治的独立そのものは人びとの解放を実現するためには不十分であるとの認識(南北間にある経済格差の是正も視野に入れた)。

第二世代の TWAIL 学者は、第一世代の主張を基礎にして、第三世界の現実に対処するために必要な分析道具をさらに発展させてきた。それらは、次のような特徴をもつ。第1は、ポスト・コロニアル国家の批判。(開発)独裁や暴政を行うようになった第三世界諸国を批判的に精査すると同時に、国際法を

40) [山元 2012] を参照。

第三世界諸国と主流的な「北」のいずれの視点から考察することにも距離をとり、人びとの利益という視点からそれを利用しようとする。第2は、ファンダメンタルズの理論化。国際法の起源と歴史そしてその基礎にまわりつく植民地主義を徹底的に解明することに焦点を合わせる。第3は、「文明化の使命」。国際法に深く根ざす植民地主義の構造を探求するための分析枠組みとして「文明化の使命」を利用する。第4は、知の政治。国際法の知識が生産・構築される方法、言い換えると国際法における知的労働の国際分業——「北」の学者と制度が（重要な基準を）生産して、「南」に伝播すること——を批判する（その逆に、国際法に「南」の知的成果を組み込む方途と有効性を追求する）⁴¹⁾。以下、本稿で使う TWAIL は、第二世代のものとする。

TWAIL の定義は研究者によってさまざまであるが、それは、3つの相互に関連する意図された目標によって推進される。第1に、国際法の利用をヨーロッパ人に非ヨーロッパ人を従属させる人種化された階層をもつ国際的な規範と制度を永続化するための手段として理解し、脱構築すること。第2に、国際的ガバナンスに対するオルタナティブな規範的法体系を構築すること。第3に、学術研究、政策そして政治を通じて、第三世界の低開発状態を改善すること⁴²⁾。また、TWAIL の思考はふたつの重要な性格をもつ。第1に、植民地主義と新植民地主義の経験から、国家間の権力関係そしてあらゆる国際的な規則と制度が国家と人びとの間での権力配分に影響を及ぼす方法にきわめて敏感であること。第2に、国際法の解釈は人びとが経験した現実から評価されなければならないこと⁴³⁾。さらに、現在の——植民地主義の痕跡を残す——国際法レジームが、新植民地主義によってグローバルな不正義を拡大している現状を理解し変革するため、TWAIL は、3つの点に関して鋭敏な感受性をもつ。第1は、たんに西欧の歴史だけでなく——「南」の歴史を含めた——世界の歴史を

41) 第一世代と第二世代の TWAIL については、[Anghie and Chimni 2003] 79-87 を参照。

42) [Mutua 2000] 31.

43) [Anghie and Chimni 2003] 78.

真剣に取り上げること。第2に、国際法から「北」の人びとと同じ利益・権利をもたらすよう、第三世界の人びとの形式的だけではなく実質的な平等も尊重すること。そのため、「うわべだけの普遍性」に慎重な姿勢をとること。第3に、グローバル・ヘゲモニーに対して認識論的・理想主義的な抵抗を示すこと、そして国際法とグローバルな制度が第三世界の抵抗に応答する方法を理解すること⁴⁴⁾。

このように、TWAAIL は、① 主流の国際法が「北」にとって有利な言説として構築されていることを批判する、② 国際法の支配的な言説に第三世界の主張を取り入れることを強調する、③ 第三世界の国家よりはむしろ（抑圧され社会的に弱い立場に置かれた）人びとの生きた現実から国際法を再考する、といった姿勢が鮮明である。その意味で、国際法を現状維持と抑圧の言説から、人びと——とりわけ社会の周縁に置かれた者と集団——を解放する言説として変革することを目指す点において、TWAAIL が使用する「第三世界」という言葉は、事実上グローバル・サウスの概念と同じであると考えられる⁴⁵⁾。

本稿のテーマにとって興味深いのは、TWAAIL の立場から国際人権法を批判的に検討する研究者の主張である。例えば、アチャリー・クマラゲによると、国際人権法に対する TWAAIL からの批判は、次の3点に集約されるという。すなわち、第1は、ヨーロッパ中心主義（国際人権法の起源と発展は西洋諸国にあり、非西洋諸国の寄与が無視されることに対する批判）。第2は、トップダウン・アプローチ（西欧が国際法の構築を独占した背景には植民地主義と帝国主義が存在すること、そして国際人権法は、とりわけ第三世界の国家と人びとを抑圧するための手段として利用されていることに対する批判）。第3は、排他的・非包摂的な人権概念（国際人権法は人権の「普遍性」を強調するが、

44) [Okafor 2005] 178-179.

45) TWAAIL が使う「第三世界」は地理的・空間的な場所を横断し、「北」の西洋先進諸国において周縁化された人びと（先住民、有色人種、貧困地域など）も含まれる、と指摘されている [Kumarage 2018]。

実際には非西洋社会がもつ多様な文化と人間の経験を排除することに対する批判)⁴⁶⁾。また、ラリッサ・マリナは、TWAAIL 学者が人権を批判する 3 つのタイプを指摘する。第 1 は、人権の普遍性と特殊性との関係。これは、中立的、客観的、非政治的であると言われる「普遍的」人権が、基本的にヨーロッパ哲学（とくにリベラリズム）に根ざし、市民のおよび政治的権利を強調することを批判する。第 2 は、人権の利用と普及の方法。野蛮な文化をもつ（第三世界の）人びとを文明化するために人権を利用し、植民者あるいは帝国主義者の慣行と介入のための手段としてヨーロッパの人権基準を強制する方法を批判する。第 3 は、リベラルな政治と国家形態の強制。これは、市民のおよび政治的権利だけに焦点を合わせるリベラル・デモクラシーを正当化し、押しつけることを批判する⁴⁷⁾。

TWAAIL 学者のなかには、これら国際人権法の底流に潜む西洋のリベラルな人権概念に対するオルタナティブを提案する者も存在する⁴⁸⁾。例えば、バラクリシュナン・ラジャゴパルは「人間の尊厳と自由を実現する多元的な世界認識 (pluriversal) の方法」として、第三世界のサバルタンによる社会運動の抵抗的人権言説を国際人権法に取り入れることが重要であると主張する⁴⁹⁾。マカウ・ムトゥアは国際人権レジームが有するパターンリズムの姿勢（「野蛮な」非西洋社会で人権を侵害された「犠牲者」を「救済」するのは西洋の白人であるというメシアのエートス）を克服するために、国際人権規範（その形成プロセスを含む）と制度からなる「人権集成」の「多文化化」を提唱する⁵⁰⁾。ウベンドラ・バクシは、「人間の権利」(Human Rights) から「人間の苦難」(Human Suffering) へと人権の構成の仕方をパラダイム転換する必要性を説き、後者の中核を「人権リアリズム」(人権は現実の生活において闘争する現

46) [Kumarage 2018] を参照。

47) [Marina 2018] 264-265.

48) TWAAIL から国際（人権）法を分析した数少ない日本の著作としては、[大沼 1998]、[阿部 2010] がある。

49) [Rajagopal 2003] Introduction, chapter 7-9, Epilogue を参照。

50) [Mutua 2001] を参照。

場から創造され、人権の使命は人間の苦悩に声を与え、それを可視化し改善することと呼ぶ⁵¹⁾。これら——とりわけ国際人権法における—— TWAIL が有する研究の視点、対象、方法は、「グローバル・サウスと人権」を考察するさいに貴重かつ有益な枠組みを提供してくれる。

(4) 人権の基礎づけ理論

人権の哲学的・道徳的基礎づけについては、「実体的」と「手続的」なものがあり、双方の間で論争がある⁵²⁾。現在のさまざまな法学分野においては、(法) 実証主義が主流であり、宗教など特定の実体的価値観を排除し世俗的なものを重視する。そのため、宗教が人権にかかわることには批判が多く⁵³⁾、後者が支持される傾向が強い。しかし、後者はほとんどの場合、実質的には西洋のリベラルな人権概念を「普遍的」人権と想定する。この暗黙の前提が、後者から最も批判される点のひとつとなっている。例えば、バクシは支配的な人権言説を批判して、「人権に関する言説が多元的でなければならないにもかかわらず、現実的には、『西欧的』であり、覇権主義的である」、「人権に関する言説の宇宙論は、市民宗教や非宗教的なナショナリズムの変形物に依拠しており、多様な宗教的、文化的、そして宗教を超越した伝統の持つ可能性を全く認識していない」とのべる⁵⁴⁾。

人権に対する宗教的アプローチへの批判に応答するため、多様な宗教コミュニティにおいて、新しい「人権の解釈学」が構築されてきた。それは、「告白の解釈学」(宗教の教義に人権を促進する側面だけでなく阻害する側面も認めること)、「迷信の解釈学」(西洋のリベラルな人権概念を偶像化せず、他のさまざまな宗教とその規範に対する生きた解釈の試み)、「歴史の解釈学」(宗教的源泉に蓄積されてきた多くの近代的人権規範のより深い起源と特徴への回帰)、「法と宗教の解釈学」(法と宗教は相互に依存し、法と宗教を組み合わせ

51) [Baxi 1999] chapter II と [Baxi 2008] chapter 2 を参照。

52) [市原 2009] 第3章を参照。

53) その具体的な理由については、[Bucar and Barnett 2005] 4、[Witte and Green (eds.)2012] 14-15を参照。

54) [バクシ 1999] 196-199頁。

た人権という見方) からなる⁵⁵⁾。

これらの研究から、人権に対する宗教的アプローチの必要性和有用性について、次のような諸点が主張されている⁵⁶⁾。そのアプローチは、第1に、現在の世俗的（西洋的）人権概念に対するオルタナティブを提供することができる。それは人権概念の発展に寄与してきたし、今後もその潜在力が期待される。言い換えると、一般的に「普遍的」とされる人権がさらに普遍化する可能性がある。第2に、宗教者と宗教的マイノリティの間において人権の理解と確信がより促進される可能性が高くなる。宗教による人権の基礎づけは宗教コミュニティにおいてこそより必要かつ有用である。第3に、宗教者と宗教的マイノリティが権利意識を向上させることは——世俗と宗教のいずれも含む——社会全体においてより人権を実現することに寄与する可能性がある。第4に、人権の宗教的基礎づけには、宗教の教義をその源泉や原典に回帰するだけでなく、人権の視点から教義を再解釈することも不可欠である。そういう意味での宗教に基礎を置く人権の解釈学は、宗教界そのものを人権に配慮した教義、制度や儀礼へと変容する側面を秘めている。

宗教による人権の基礎づけは、その方法や根拠についてはその内部で差異が見られる⁵⁷⁾。また、ユダヤ教、キリスト教、イスラーム教といった一神教的宗教だけではなく、他の多様な宗教によっても人権の基礎づけが可能であると主張されている⁵⁸⁾。そうした研究のなかから、西洋のリベラルなものとは異なる人権概念が提唱されている。例えば、チャンドラ・ムザッファーは、イスラーム教に内在する普遍的な人間の尊厳の展望（人間の普遍的な精神的・道徳的価

55) [Witte and Green(eds.)2012] 19-20.

56) 多様な宗教による人権の基礎づけに関する論考のアンソロジーとして、[Witte and Green(eds.)2012] を参照。

57) グロイアンによると、ギリシア正教の立場（特にキリスト教単性主義）からすると、西洋のキリスト教世界（ローマ・カトリックやプロテスタント）で強調される自律的・世俗的な人権観とは異なる人権の基礎づけが可能であるという [Guroian 2005]。

58) トレーアはヒンドゥー教、仏教、儒教、先住民族の伝統的宗教においても、一神教と同様に人権の基礎づけが可能であることを例証している [Trear 1991]。

値)を基礎とするホリスティックな人権概念を提唱する。その具体例のひとつとして、4つのR——権利(Rights)、責任(Responsibility)、人間関係(Relationship)、役割(Role)——すべての中で均衡を維持することを重視する人権概念を提示し、それが個人の権利を強調するリベラルな人権概念がもつ課題を補充する可能性があることを指摘する⁵⁹⁾。

人権を宗教によって基礎づけようとする研究からは、TWAAILから行われる国際人権法の批判的検討をさらに一步進めて、「南」の宗教的価値観に内在し得る人権概念を具体的に例示し、それがリベラルな人権概念のもつ課題を補う潜在力があることを示す点が、「グローバル・サウスと人権」の研究に寄与しうる。

3. 研究の対象、方法と意義

(1) 研究の対象

「グローバル・サウスと人権」の研究対象として、次のようなテーマが考えられる。第1に、グローバル・サウスの視点から(グローバル・ノースにおける)支配的な人権概念を批判的に検討すること。換言すると、西洋のリベラルな人権概念と言説がもつ諸課題をグローバル・サウスの観点から明らかにすることである。具体的には、① 欧米中心主義、② 白人中心主義、③ エリート主義、④ トップ・ダウン主義、⑤ 普遍主義、などである。

第2に、グローバル・サウスにおける人権概念を探求すること。これには、次に掲げる3つの内容が考えられる。すなわち、① グローバル・サウスに内在する人権概念を見出すための分析道具を創出すること、② その概念がもつ(リベラルな人権概念と異なる)特徴を明らかにすること、③ それが構築・発信される背景を考察すること、である。

第3に、グローバル・サウスが発信する人権概念が構築されるプロセスを考察すること。これは、憲法や国際人権法が起草・制定されるプロセスに、いかなるステークホルダーがかかわり、それらの(権利)要求がどのような交渉プ

59) [Muzaffar 2002] chapter 4・7を参照。

ロセスを経て実定法化されたのかを分析することである。そのさいに、さまざまなアクター——政策決定者、法律家だけでなく、非政府組織、市民社会組織、社会運動組織など——の間における連携・対立にとりわけ焦点を合わせる。

第4に、人権の（歴史的）発展にグローバル・サウスが寄与した内実・範囲を解明すること。次のような内容を分析すること想定される。すなわち、① 具体的事例（その代表的なものは、新しい人権、第三世代の人権）、② その寄与が人権の発展に及ぼしてきた諸側面と範囲、③ 将来の人権構想に寄与しうる可能性、である。

(2) 研究の方法、意義と課題

上記のような「グローバル・サウスと人権」の研究対象を分析する方法には、多数のアプローチが考えられる。最も代表的なものは、人権研究の主流である法学におけるふたつの分野、すなわち実定法学と法哲学である。前者は、憲法学と国際人権法学、そして比較法に基づく法解釈的な方法がある。このアプローチは、グローバル・ノースとは異なるグローバル・サウスの人権解釈を明らかにする。後者は、人権の基礎づけ論、とくに宗教を含む文化的価値観に根ざした人権の基礎づけが参考になる。これは、キリスト教とは異なる宗教に人権概念を発見しうるのかという課題に取り組むうえで有益である。

その他の人文・社会科学の分野からアプローチすることも可能である⁶⁰。例えば、社会学は、人権と社会との関係、とくに人権が構築されるプロセスにおいて影響を及ぼす政治経済・社会・制度・文化などの要因、それにかかわるステークホルダーの動向と活動の成果を考察するために役立つ。また、人類学は、非西洋社会における多元的な人権（概念）の主張、ローカルな現場における現地の行為主体による人権の受容・理解・主張の実態を探求することができる。さらに、政治学は、国家による人権の政治的利用、人権の訴求力をもつ政治的効果を分析するさいに有用である。

このように、「グローバル・サウスと人権」を研究するには、学際的な取り組みが求められる。学問の細分化にともない、人権も各専門分野で研究される

60) [フリーマン 2016] を参照。

ようになっているが、その現状に対して、「人権」を探求するさいには多角的・重層的な視点が必要であることを改めて想起させる点に、この枠組みで研究することの意義があるように思われる。また、従来は、若干の例外をのぞき⁶¹⁾、非西洋社会における人権とマイノリティの権利というテーマは、それぞれ別個に研究されてきた。「グローバル・サウスと人権」研究は、その双方を意識的に関連づけて、あるいは一体化して人権を考察することにより、支配的なグローバル・ノースの人権（研究）に対抗する姿勢を強く打ち出す。その点が、この研究が有するもうひとつの意義であろう。さらに、その枠組みは、サバルタンやマイノリティの権利が差別・抑圧されている現状を改善しようとする実践的動機をもつことから、人権の研究が誰のための、何のための学問的営為なのか、という根本的な問いかけを法律家や研究者に強く訴えかける⁶²⁾。この点にも、大きな意義があろう。

「グローバル・サウスと人権」の研究には、次のような課題があると考えられる。第1に、オクシデンタリズムの問題である。西洋による文明の優位と人種差別に根ざした画一的な非西洋という二項対立の表象がオリエンタリズムとして批判されたように、その逆の現象として、非西洋による西洋の——とりわけ人権に関する——把握が同じ轍を踏まないように注意する必要がある⁶³⁾。そのためには、西洋に見られるリベラルな人権概念の比較的考察だけでなく、非西洋から提唱される人権概念と類似するものが西洋にも存在するという視点を持ち、それを探求することも重要である⁶⁴⁾。また、西洋のリベラルな人権概念

61) 例えば、[孝忠編 2011] に所収の一部の論考、[小林編 2017]などを参照。

62) 憲法学、国際法人権学、法哲学において、その自省を促すものとして、それぞれ[窪 2009]、[阿部 2010] 第2章、[小畑 2010] 第3章を参照。

63) イマニュエル・ウォーラスティンは、サイドが名づけた「オクシデンタリズム」を「反ヨーロッパ中心主義的ヨーロッパ中心主義」と呼ぶ。その理由は、それが、ヨーロッパ人によって近代世界に押しつけられた知的枠組み——特に（支配者側の諸要素に具体化される）普遍主義と（被支配者側に帰属させられる）個別主義の二項対立——の設定を受け入れているからだという [ウォーラスティン 2008] 101-103頁。

64) その一部は、「人権を保護・促進し、人間の尊厳を支持すると同時に伝統的価値

を他の社会の価値観や解釈に開かれたものとする必要性と提唱する「北」の学者もいる⁶⁵⁾。それらの見解を傾聴することも重要である。

第2は、「中心－周辺」モデルが抱える問題である。そのモデルは「周辺」だけを「文化的成功の空間」として理想化する危険があり、それに対してはすでに批判がなされている⁶⁶⁾。グローバル・ノースとグローバル・サウスの概念は、それと同じ過ちを繰り返す可能性がある。それを回避するためには「北」のリベラルな人権概念が「南」の社会（特にサバルタンとマイノリティ）に寄与する側面もあることを肯定的に評価するだけでなく、前者の人権概念に類似するものが後者（の文化的価値観）に存在することを探求していく作業が求められる⁶⁷⁾。

これらふたつの課題を克服する、言い換えると、グローバル・ノースとグローバル・サウスの人権概念にはいずれも多様性があり、それらの間で対話が弁証法的に展開されることによって、人権の「普遍性」を「多元的で包摂的な普遍性」へと拡張しうる可能性が期待される⁶⁸⁾。ただし、現実には、依然としてリベラルな人権が「普遍的」人権であることが自明視されていることから、グローバル・サウスの視点から人権を探求することがより重要である。次章では、本稿で「グローバル・サウスと人権」について考察するために採用する、人権の社会学的アプローチについてのべる。

参 考 文 献

鮎京正訓 [1993] 『ベトナム憲法史』日本評論社

↘ 価値観を利用する最良の実践」を要約した国連文書に見られる [U.N 2013] を参照。

65) 例えば、アラン・シュピオは「あらゆる文明に開かれた人権の解釈」を提唱する [シュピオ 2003]。

66) [赤尾 2009] 78-79頁。

67) この点については、[井上 2014] 第2章第3節・第4節、[セン 2008] 第6篇と第13篇を参照。

68) 武者小路公秀は、世俗主義を多様な宗教を包摂する多元主義と解釈することで、人権の普遍性が、人間と神中心主義のいずれをも包み込む多元的普遍性に関わるのではないかと指摘する [武者小路 2003] 225頁。

- 赤尾光春 [2009] 「追放から離散へ——現代ユダヤ教における反シオニズムの系譜」 白
杵陽監修『ディアスポラから世界を読む』明石書店
- 芦部信喜（高橋和之補訂）[2015]『憲法（第六版）』岩波書店
- 阿部浩己 [2010]『国際法の暴力を超えて』岩波書店
- 石崎学 [2007]『人権の変遷』日本評論社
- 石崎学 [2012]「ユートピアと人権——従来の人権論の意義と限界」石崎学・遠藤比呂
通『沈黙する人権』法律文化社
- 石崎学・笹沼弘志・押久保倫夫編 [2013]『リアル憲法学 [第2版]』法律文化社
- 市原靖久 [2009]「人権の道徳的基礎づけと文化的資源の利用——批判的多文化主義に
依拠して——」アジア法文化研究班編『アジアの法文化の諸相』関西大学法学研究
所
- 稲正樹・國分典子・孝忠延夫編 [2010]『アジアの憲法入門』日本評論社
- 井上達夫 [2014]『岩波人文書セレクション 普遍の再生』岩波書店
- ウォーラスティン・イマニュエル（山下範久訳）[2008]『ヨーロッパの普遍主義——近
代世界システムにおける構造的暴力と権力の修辞学』明石書店
- 遠藤比呂通 [2010]『不平等の謎 憲法のテオリアとプラクティス』法律文化社
- 大沼保昭 [1998]『人権、国家、文明——普遍主義的人権観から文際的人権観へ——』
筑摩書房
- 奥平康弘 [1988]「“ヒューマン・ライツ”考」和田英夫教授古稀記念論集刊行会編『戦
後憲法学の展開』日本評論社
- 奥平康弘 [1993]『憲法Ⅲ・憲法が保障する権利』有斐閣
- 小畑清剛 [2010]『「一人前」でない者の人権——日本国憲法とマイノリティ』法律文化
社
- ガルトゥング・ヨハン（高柳先男・塩屋保・酒井由美子訳）[1991]『構造的暴力と平
和』中央大学出版部
- 北村泰三 [2001]「国際人権概念の生成と展開——人権の普遍性をめぐる議論を中心に」
国際法学会編『日本と国際法の100年 4人権』三省堂
- 木村光豪 [2014]「人類の伝統的価値観と人権——人権理事会諮問委員会で起草された
研究報告書の批判的分析——」『関西大学法学論集』第64巻第3・4合併号
- 木村光豪 [2016]「移行期のカンボジアにおける人権と社会、文化——「人権のヴァナ
キュラー理論」構築に向けて——」（学位論文）関西大学学術リポジトリ <http://hdl.handle.net/10112/11428>
- 孝忠延夫編 [2011]『差異と共同「マイノリティ」という視角』関西大学出版部
- 孝忠延夫・浅野宜之 [2019]『インドの憲法 [新版]「国民国家」の困難性と可能性』関
西大学出版部
- 小林昌之編 [2017]『アジア諸国の女性障害者と複合差別——人権確立の観点から——』
アジア経済研究所
- 窪誠 [2009]「国際法学からの問題提起と憲法学からの応答」『法律時報』81巻5号
- 笹沼弘志 [1993]「人権批判の現代的可能性について——『人間の権利』の系譜学」『早

- 稲田法学会雑誌』第43巻
- 笹沼弘志 [1994]「権力と人間——または人権の普遍性の証明について」憲法理論研究会編『人権理論の新展開』敬文堂)
- 笹沼弘志 [2008]『ホームレスと自立／排除』大月書店
- 佐藤幸治 [2011]『日本国憲法論』成文堂
- シュビオ・アラン (嘉戸一将訳) [2003]「人権—信 (credo) か、人類共有の資源か？」『思想』第951号 (2003年第7号) 岩波書店
- 施光恒 [2010]「人権は文化超越的価値か——人権の普遍性と文脈依存性」井上達夫編『講座人権論の再定位5 人権論の再構築』法律文化社
- セン・アマルティア (佐藤宏・粟屋利江訳) [2008]『議論好きなインド人 対話と異端の歴史が紡ぐ多文化世界』明石書店
- 田畑茂二郎 [1988]『国際化時代の人権問題』岩波書店
- 辻村みよ子 [1992]『人権の普遍性と歴史性——フランス人権宣言と現代憲法』創文社
- 中村睦男・佐々木雅寿・寺島壽一編 [2017]『世界の人権保障』三省堂
- バクシ・ウペンドラ [1999]「人権教育——次世代への希望となるか？」アンドレオポーロス・ジョージ・J / クロード・リチャード・ピエール編著 (黒沢惟昭監訳)『世界の人権教育——理論と実践』明石書店
- 長谷部恭男 [2018]『憲法第7版』新世社
- 樋口陽一 [2007]『国法学——人権原論 [補訂]』有斐閣
- フリーマン・マイケル (高橋宗瑠監訳) [2016]『コンセプトとしての人権 その多角的考察』現代人文社
- 松下冽 [2016]「グローバル・サウスの時代——21世紀を生きるために——」松下冽・藤田憲編『グローバル・サウスとは何か』ミネルヴァ書房
- 武者小路公秀 [2003]『人間安全保障論序説——グローバル・ファシズムに抗して——』国際書院
- 村山史世 [2013]「人として根本的なニーズ 基本的人権の原理と限界」石崎学・笹沼弘志・押久保倫夫編『リアル憲法学 [第2版]』法律文化社
- 山元一 [2012]「現代における人間の条件と人権論の課題」全国憲法研究会編『憲法問題23』三省堂
- 四本健二 [1999]『カンボジア憲法論』勁草書房
- Anderson, Gavin W [2011] Human Rights and the Global South: Transformation from Below?, Campbell, Tom, Ewing, K.D and Tomkins, Adam (eds.) *The Legal Protection of Human Rights: Sceptical Essays*, Oxford University Press.
- Anghie, Antony and Chimni, B.S [2003] Third World Approaches to International Law and Individual Responsibility in Internal Conflicts, *Chinese Journal of International Law*, Volume 2, Issue 1.
- Baxi, Upendra [1999] Voices of Suffering, Fragmented Universality, and the Future of Human Rights, Wenston, Burns H and Marks, Stephan P (eds.), *The Future of*

- International Human Rights*, Transnational Publishers, Inc, Ardsley, New York.
- Baxi, Upendra [2008] *The Future of Human Rights (Third Edition)*, Oxford University Press.
- Benabdallah, Lina, Adetula, Victor and Murillo-Zamora, Carlos [2017] *Global South Perspectives*, McGlinchey, Stephen, Walters, Rosie & Gold, Dana (eds.) *International Relations Theory*, E-International Relations Publishing.
- Bandelj, Nina and Sowers, Elizabeth [2010] *Economy and State: A Sociological Perspective*, Polity Press.
- Boatcă, Manuela [2015] Not Having Neutral Terms Does not Equal Having No Terms At All, Hollington, Andrea and Salverda, Tijo and Schwarz, Tobias and Tappe, Oliver [2015] *Concepts of the Global South*, Global South Studies Center Cologne, Cologne, Germany, <https://kups.uni-koeln.de/6399/>
- Bucar, Elizabeth M and Barnett, Barbara [2005] Introduction: The “Why” of Human Rights, Bucar, Elizabeth M and Barnett, Barbara (eds.) *Does Human Rights Need God?*, Wim. B. Eerdmans Publishing Co.
- Dados, Nour and Connell, Raewyn [2012] The Global South, *Contexts*, Vol. 11, No. 1.
- Donnelly, Jack [2013] *Universal Human Rights in Theory and Practice (Third Edition)*, Cornell University Press.
- Duck, Leigh Anne [2015] The Global South via the US South, Hollington, Andrea and Salverda, Tijo and Schwarz, Tobias and Tappe, Oliver [2015] *Concepts of the Global South*, Global South Studies Center Cologne, Cologne, Germany, <https://kups.uni-koeln.de/6399/>
- Frezzo, Mark [2015] *The Sociology of Human Rights: An Introduction*, Polity.
- Green, December and Luehrmann, Laura [2017] *Comparative Politics of the Global South: Linking Concepts and Cases (Fourth Edition)*, Lynne Rienner Publishers.
- Guroian, Vigen [2005] Human Rights and Modern Western Faith: An Orthodox Christian Assessment, Bucar, Elizabeth M and Barnett, Barbara (eds.) *Does Human Rights Need God?*, Wim. B. Eerdmans Publishing Co.
- Kaltmeier, Olaf [2015] Global South, Hollington, Andrea and Salverda, Tijo and Schwarz, Tobias and Tappe, Oliver [2015] *Concepts of the Global South*, Global South Studies Center Cologne, Cologne, Germany, <https://kups.uni-koeln.de/6399/>
- Kumarage, Achalie [2018] *International Human Rights Through the Eyes of TWAIL, Human Rights Brief*, American University Washington College of Law (AUWCL) Center for Human Rights and Humanitarian Law (Center), <http://hrbrief.org/2018/03/international-human-rights-eyes-twail/>
- Maldonado, Daniel Bonilla [2014] Introduction: Toward a Constitutionalism of the Global South, Maldonado, Daniel Bonilla (ed.), *Constitutionalism of the Global South*, Cambridge University Press.

- Marina, Larissa [2018] TWAIL-“Third World Approaches to International Law” and human rights: some considerations, *Revista de Investigações Constitucionais*, Vol. 5, No. 1.
- Meekosha, Helen and Soldatic, Karen [2011] Human Rights and the Global South: the case of disability, *Third World Quarterly*, Vol. 32, No. 8.
- Mutua, Makau [2000] What Is TWAIL?, *American Society of International Law Proceedings*, Washington, vol. 94.
- Mutua, Makau [2001] Savage, Victims, and Saviors: The Metaphor of Human Rights, *Harvard International Law Journal*, Vol. 42, No. 1.
- Muzaffar, Chandra [2002] *Rights, Religion and Reform: Enhancing human dignity through spiritual and moral transformation*, RoutledgeCurzon.
- Ochoa, Christiana and Greene, Shane [2011] Introduction: Human Rights and Legal Systems Across the Global South Symposium, *Indiana Journal of Global Legal Studies*, Vol. 1, Issue, 1.
- Okafor, Obiora Chinedu [2005] Newness, Imperialism, and International Legal Reform in our Time: a TWAIL Perspective, *Osgoode Hall Law Journal*, Vol. 43, No. 1 & 2.
- Pagel, Heike, Ranke, Karen, Hempel, Fabian and Köhler, Jonas [2014] The Use of the Concept “Global South” in Social Science & Humanities (Presented at the symposium “Globaler Süden / Global South: Kritische Perspektiven”, Institut für Asien- & Afrikawissenschaften, Humboldt-Universität zu Berlin, July 11, 2014), http://www.academia.edu/7917466/The_Use_of_the_Concept_Global_South_in_Social_Science_and_Humanities
- Rajagopal, Balakrishnan [2003] *International Law from Below: Development, Social Movements, and Third World Resistance*, Cambridge University Press.
- Trear, Robert [1991] *Faith in Human Rights: Support in Religious Traditions for a Global Struggle*, Georgetown University Press.
- U.N.Doc [2013] *Summary of information from States Members of the United Nations and other relevant stakeholders on best practices in the application of traditional values while promoting and protecting human rights and upholding human dignity* (A/HRC/24/22), 17 June 2013.
- Witte, John Jr and Green, M Christian (eds.) [2012] *Religion and Human Rights: An Introduction*, Oxford University Press.
- Wolvers, Andrea, Tappe, Oliver, Salverda, Tijo and Schwarz, Tobias [2015] Introduction, Hollington, Andrea and Salverda, Tijo and Schwarz, Tobias and Tappe, Oliver, *Concepts of the Global South*, Global South Studies Center Cologne, Cologne, Germany, <https://kups.ub.uni-koeln.de/6399/>

謝辞 本稿は、2017年6月17日に開催されたアジア法学会2017年度春季大会（広島経

済大学立町キャンパス)における報告「グローバル・サウスと人権——「人権のヴァナキュラー理論」の可能性」を大幅に加筆・修正したものである。本報告に対して、貴重な意見をして下さった参加者の方々、とりわけ書面を用意して講評をいただいた孝忠延夫先生(関西大学名誉教授)に感謝いたします。